

取り組みの方針

人の多様性が生きる社会、多文化が共生する社会を志向し、インターネット上における人権侵害など課題に対しても、住民一人ひとりが、人権と人権問題についての正しい知識を備えて理解を深め、あらゆる人権擁護の思いを身につけられるよう、あらゆる機会を通じて時代に即した人権教育や啓発活動を行います。

「笠置会館」を拠点に、人権教育と連動した地域交流事業を引き続き実施していきます。

【施策の実現に向けた主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
1 個人情報保護事業	条例に基づき個人情報の取扱いが適切に行われるよう各課に対して定期的に点検等を実施しています。	個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日より施行されることとなったため、新たな法律に対応した個人情報の取扱いや運用規定、対策基準などを策定します。	継続	継続		総務財政課
2 人権擁護事業	住民の基本的な人権を守るため、人権擁護委員の活動を通じて、家庭内の悩み事や近隣トラブル、人権問題、その他(いじめやDV、ハラスメント等)の人権に関する相談事業・啓発事業を実施しています。	人権相談：12回/年	継続	継続	R3年度 【実績値】 人権相談：8回/年	人権啓発課
3 人権問題啓発事業	町の人権強調月間と人権週間に街頭啓発や人権学習公開講座を実施しています。	・啓発活動：2回/年 ・人権学習公開講座：1回/年	継続	継続	R3年度 【実績値】 ・街頭啓発：2回/年 ・公開講座：1回/年	人権啓発課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
4	人権啓発活動地方委託事業	人権啓発活動として人権標語を募集し、その標語を掲載した人権カレンダーを作成し、全世帯に配布しています。 また、人権擁護委員から小学生に球根が渡され、保育所園児と共に育てた人権の花を高齢者世帯に配布しています。	・人権カレンダー作成(全世帯配布) ・人権の花運動(球根等資材受渡式、感謝状贈呈、高齢者世帯への配布)	継続	継続		人権啓発課
5	町村合同研修事業	南山城村と合同で人権に関する職員研修会を実施し、研修を通じて人権問題・課題の理解を深めると共に、町村の職員間交流を図っています。	職員合同研修会：1回/年 【目標値】 笠置町職員：90%参加	継続	継続	(R3年度は中止)	人権啓発課
6	笠置会館デイサービス事業	笠置会館に設置したヘルストロンを活用し、高齢者福祉の増進や閉じこもり防止等を図っています。	平成5年10月より笠置会館に設置している電位治療器のヘルストロンは、経年により故障対応が困難となっているため、新しい機種のものにレンタル更新します。	継続	継続	R3年度 【実績値】 延べ1,099人、178回(日)	人権啓発課
7	地域交流促進事業	生きがい対策や高齢者の居場所づくりを目的に、生花教室を開催しています。	生花教室：2回/月	継続	継続	R3年度 【実績値】 16回/年	人権啓発課
8	相談機能強化事業	人権、教育、福祉、生活等の各種相談事業を実施しています。	各種相談事業：随時	継続	継続	R3年度 【実績値】 37件/年	人権啓発課
9	人権啓発事業	各種人権啓発集会への参加や文化祭などの事業を実施しています。	・人権啓発集会への参加 ・文化祭：1回/年	継続	継続	R3年度 人権啓発研究集会など オンラインで参加 (文化祭は中止)	人権啓発課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
10	地域交流事業	陶芸教室を通じて、参加者同士の交流を図っています。	陶芸教室：2回/月	継続	継続	R3年度 【実績値】 17回/年	人権啓発課
11	課題対応型支援事業	地域の高齢者の自立支援や高齢者世帯や独居老人の安否確認等を目的に、給食サービスを実施しています。	給食サービス：11回/年	継続	継続	R3年度 【実績値】 9回/年	人権啓発課
12	笠置町人権教育事業	委員研修・町民研修会や管外研修の参加や、街頭啓発等の人権啓発を行うことで人権教育に繋げていきます。	継続	継続	継続	※相楽東部広域連合事業のため、参考掲載	相楽東部広域連合 教育委員会 笠置町分室
13	伝統文化伝承事業	茶道教室や陶芸教室など、日本の伝統文化を伝承する機会を提供し、世代間交流を通して地域の活性化とふるさと文化の理解と伝承を図っています。	教室：計26回/年	継続	継続	※相楽東部広域連合事業のため、参考掲載	相楽東部広域連合 教育委員会 (3町村合同)

取り組みの方針

地域の自助・互助の取り組みと一体となった生活支援・介護予防、要支援状態からの自立促進に取り組みます。

また高齢期の生活において個々のニーズや状態に見合った介護サービスが提供できる事業所の確保・体制堅持に努めるとともに、住み慣れた町で最後まで自分らしい生活を続けていくことができるよう医療・介護等多職種での連携を深め地域包括ケア体制を充実させるとともに、認知症初期集中支援チームと連携し、本人の意思が尊重され適切なサービスが提供されるよう、本人やその家族の支援を行います。

高齢者が蓄えてきた知識や経験を活かし地域で活躍できるシルバー人材の育成支援など、住民が相互に支え合い、町内の事業者等が安定して新たな人材を確保できる仕組みづくりを、国・京都府・相楽東部地域と連携して進めます。

けいはんな学研都市等におけるデジタル技術を活用した取り組みの成果を生かし、高齢者の生活支援に取り組みます。

【施策の実現に向けた主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
1 介護者激励金支給事業	在宅老人福祉の向上を図ることを目的に、在宅の要介護者(要介護4及び5)を介護する者に対して、激励金を支給しています。	継続	継続	継続	R3年度 【実績値】 14人	保健福祉課
2 外出支援サービス事業	移動が困難な障がい者や高齢者を対象に、居宅と医療機関の送迎をしています。	継続	継続	継続	R3年度 【実績値】 ・延人数：872人/年 ・実人数：19人/年	保健福祉課
3 緊急通報システム設置事業	在宅の一人暮らし老人等の居宅に緊急通信機器を設置し、相談業務及び当該老人等の日常生活の緊急事態の発生時において、速やかに救助活動を実施することにより、安全を確保するとともに、当該老人等とその養護者の福祉の向上を図っています。	継続	継続	継続	R3年度 【実績値】 2人	保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
4	敬老会事業	多年にわたり社会に貢献されてきた老人を敬愛し、長寿を祝うことを目的として、75歳以上の方を対象に敬老会を実施し、また喜寿、米寿等の一定の年齢の方に記念品を贈呈しています。	継続	継続	継続	R3年度 【実績値】 75歳以上：380人	保健福祉課
5	老人クラブ活動補助事業	老人クラブが行っている事業を補助することにより、活動を通じた閉じこもり予防や介護予防、健康増進に繋がります。	継続	継続	継続	R3年度 【実績値】 ・会員数：527人 ・補助対象事業：7事業	保健福祉課
6	鉄道運賃助成事業	70歳以上の方を対象にJR笠置駅を終起点に往復乗車券を購入し鉄道を利用する場合において、一定基準により鉄道運賃を助成し、高齢者の鉄道利用負担軽減や鉄道の利用促進を図っています。	事業見直しを検討	検討結果の事業継続	継続	R3年度 【実績値】 ・延人数：168人 ・実人数：45人	保健福祉課
7	老人手当支給事業	高齢者福祉の向上を目的に、80歳以上の方を対象に老人手当を支給しています。	継続	継続	継続	R3年度 【実績値】 人数：251人	保健福祉課
8	社会福祉法人利用者負担減免助成事業	社会福祉法人が低所得者の利用負担を低減することを目的に、国・府及び町がその費用の一部を助成しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
9	老人保護措置事業	高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合、町が養護老人ホームに入所させる保護措置を行っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
10	認知症等位置情報サービス利用助成事業	認知症等により徘徊する者、またはそのおそれのある者の安全を確保するため、位置情報提供サービスの利用に係る費用の一部を助成し、在宅で介護する家族の負担軽減を図っています。	継続	継続	継続		保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
11	介護保険特別会計繰出金事業	介護給付費の法定負担分(12.5%)、職員給与費等、地域支援事業費(総合事業分)の法定負担分(12.5%)、地域支援事業費(総合事業以外分)の法定負担分(19.25%)及び低所得者保険料軽減の法定負担分(25%)を一般会計から繰り出しを行い、本特別会計の運営を安定化させています。	継続	継続	継続		保健福祉課
12	後期高齢者医療特別会計繰出金	後期高齢者医療制度に係る町の事務費、広域連合に納入する共通経費、低所得者の保険料の軽減分などについて、本特別会計の運営を安定化させるため、一般会計から繰り出しをしています。	継続	継続	継続		保健福祉課
13	老人医療費助成事業	65～69歳の方で、かつ世帯全員が所得税非課税者の方を対象に、医療費一部負担金のうち3割と2割との差額相当額を支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
14	重度心身障害老人健康管理費助成事業	原則75歳以上の後期高齢者医療被保険者で①1～4級の身体障がいのある方、②知的障がいのある方(療育手帳A・B判定に相当する方)で後期高齢者医療制度による医療を受けた場合、一部負担金に相当する額を支給しています(所得制限あり：1・2級は府の所得基準、3・4級は住民税本人非課税)。	継続	継続	継続	R3年度 【実績値】 ・府基準：13人 ・町基準：47人	保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
15	介護保険事業計画策定事業	町民・事業者・行政の協働により、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指すための指針となる計画として、令和6年度～令和8年度を計画期間とする「笠置町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。なお、令和4年度においては、住民のニーズ調査等を実施します。	次期計画策定	計画に基づいた事業継続	継続		保健福祉課
16	介護予防事業	各地域での閉じこもり予防事業や、認知症予防のための事業を実施しています。	予防事業：46回/年 【目標値】 各地域5～10名参加	継続	継続	R3年度 【実績値】 ・すこやか 東部切山(合同)：9回/年、利用者7人、実績人数63人 南部：9回/年、利用者6人、実績人数54人 ・さくら会：18回/年、利用者5人、実績人数105人	保健福祉課
17	居宅介護支援事業所運営事業	居宅介護支援事業所として、要介護者のケアプランや必要なサービスの連絡調整等を行っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
18	地域包括支援センター運営事業	包括支援センターとして、高齢者の総合的な相談窓口、介護だけでなく医療等様々な関係機関を連携し高齢者の生活課題を支援しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
19	デイサービスセンター管理事業	笠置いこいの館施設内にデイサービスセンターへの施設貸付を行っています。	継続	継続	継続		保健福祉課

事業名	事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
20 定期予防接種 (乳幼児、高齢者等)	<p>高齢者インフルエンザ予防接種として、接種日に65歳以上の方及び60～65歳未満の方のうち心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能が低下している方(身体障害者手帳1級相当)を対象とした定期接種を実施しています。</p> <p>また、高齢者肺炎球菌予防接種として、年度内に65歳となる方及び60～65歳未満のうち心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能が低下している方(身体障害者手帳1級相当)を対象とした定期接種を実施しています。ただし、2023年度までは特例措置として年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる方及び60～65歳未満のうち心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能が低下している方(身体障害者手帳1級相当)を対象としています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種 ・ 肺炎球菌通年実施 ・ インフルエンザ予防接種10～1月実施 <p>【目標値】 インフルエンザ予防接種対象者65%接種 肺炎球菌対象者30%接種</p>	継続	継続	R3年度 【実績値】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者インフルエンザ予防接種 399人 (65.3%) ・ 肺炎球菌 12人 (17.9%) 	保健福祉課
21 新型コロナウイルスワクチン接種事業	<p>ワクチン接種(1・2回目)を完了した65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方、重症化リスクの高い方と医師が判断する方などを対象に、新型コロナウイルスワクチン接種を実施します。</p>	令和5年8月末までに1人1回接種することができます。				保健福祉課
22 山城病院組合事業(老健事業)	<p>木津川市、和束町、笠置町及び南山城村で構成する一部事務組合「国民健康保険山城病院組合」が介護老人保健施設の経営管理を実施しています。</p>	継続	継続	継続		保健福祉課
23 連合会負担金事業(介護)	<p>「国民健康保険団体連合会」が実施する介護保険料等の特別徴収に係る事務手数料を支出しています。</p>	継続	継続	継続		保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
24	賦課徴収事業 (介護)	介護保険料を徴収・還付するにあたり、通知書等の作成・送付をしています。	【目標値】 徴収率：99.6%	継続	継続	R3年度 【実績値】 徴収率：99.54%	保健福祉課
25	認定調査等事業 (介護)	介護保険認定審査会を通じて介護認定されるにあたり、認定に係る認定調査料や主治医意見書作成が必須となっていることから、審査会に対し調査料等を支払っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
26	認定審査会委託事業 (介護)	認定審査会に係る事務委託経費を支払っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
27	居宅介護サービス 給付事業 (介護)	保険給付を利用した在宅サービスとして、居宅での生活の支援を受ける際の要介護者の自己負担の軽減を図っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
28	地域密着型介護 サービス事業 (介護)	要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活が継続できるようにするため、夜間対応型訪問介護やグループホーム等のサービスを提供しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
29	施設介護サービス 給付事業 (介護)	保険給付を利用した施設サービスとして、食事、入浴、その他日常生活上の世話、機能訓練や医療等のサービスを受ける際の要介護者の自己負担の軽減を図っています。	継続	継続	継続		保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
30	居宅介護福祉用具購入事業（介護）	在宅の要介護、要支援者が特定福祉用具、特定介護予防福祉用具（入浴や排せつに用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めたもの）を購入したときは、町が日常生活の自立を助けるために必要と認めた場合に限り、利用者負担割合に応じて購入費の9割分（1割負担者）、8割分（2割負担者）または7割分（3割負担者）を居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費として支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
31	居宅介護住宅改修事業（介護）	在宅の要介護・要支援者が現に居住する住宅について、手すりを取り付けたり、床を滑りにくい材料に変更するといった小規模な改修を行った際に、負担した費用の9割分（1割負担者）、8割分（2割負担者）または7割分（3割負担者）を支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
32	居宅介護サービス計画給付事業（介護）	居宅介護支援事業所が要介護認定者に対して居宅介護サービス計画を作成した際に、その利用額の10割を「国民健康保険団体連合会」からの請求に基づき支払っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
33	特例居宅介護サービス給付事業（介護）	要介護認定の効力が生じる前に、緊急に指定居宅サービスを受けた際に支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
34	介護予防サービス給付事業（介護）	要支援状態の改善や悪化の防止にとくに資する支援が必要な状態と見込まれる状態、または継続して日常生活を営むのに支障がある状態の方で、要支援1・2の方を対象に、生活機能の維持・向上を図るための介護予防サービスを提供しています。	継続	継続	継続		保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
35	介護予防福祉用具購入事業（介護）	介護予防として入浴や排せつに用いられる特定福祉用具の購入費の一部を支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
36	介護予防住宅改修事業（介護）	居宅の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修費用の一部を支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
37	介護予防サービス計画給付事業（介護）	介護予防支援事業所(地域包括支援センター)が要支援認定者に対して介護予防サービス計画を作成した際、その利用額の10割を「国民健康保険団体連合会」からの請求に基づき支払っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
38	審査支払手数料事業（介護）	介護保険給付において、保険者事務を軽減し介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払を「国民健康保険団体連合会」へ委託し、その審査・支払に要する手数料を支払っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
39	高額介護サービス事業（介護）	1カ月の利用者負担額の世帯合計が上限額を超えた場合に、申請により、その超えた分を高額介護サービス費として支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
40	高額介護予防サービス事業（介護）	介護保険サービスや総合事業(介護予防・生活支援サービス)を利用され、1カ月の利用者負担額の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯の合算額)が一定の上限を超えた場合、その超えた額について支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
41	高額医療合算介護サービス事業（介護）	要介護者に対し、世帯内で医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分を医療保険と介護保険(総合事業)からそれぞれの比率等に合わせて支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
42	高額医療合算介護予防サービス事業（介護）	要支援者に対し、世帯内で医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分を医療保険と介護保険(総合事業)からそれぞれの比率等に合わせて支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
43	特定入所者介護サービス事業（介護）	要介護者に対し、短期入所サービス利用者が支払う食費と居住費について、低所得者に対して負担を軽減する目的として、一定額以上を保険給付しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
44	特定入所者介護予防サービス事業（介護）	要支援者に対し、短期入所サービス利用者が支払う食費と居住費について低所得者に対して負担を軽減する目的として、一定額以上を保険給付しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
45	介護予防・生活支援サービス事業（介護）	地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを通じて、NPO法人や民間事業者、ボランティア等の多様な主体による訪問型及び通所型のサービスや事業等を利用することにより、要支援状態の軽減及び要介護状態の予防を目的とした事業です。	継続	継続	継続		保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
46	介護予防ケアマネジメント事業（介護）	要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や町の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
47	介護予防普及啓発事業（介護）	住民1人1人に介護予防の基本的な知識を持ってもらうため、パンフレットの配布や講座等を開催し、地域における自主的な介護予防のための活動を支援するもので、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室「おたっしゃくらぶ」として事業を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講演：2回/月 ・おたっしゃくらぶ：4回/月 【目標値】 平均18名参加(実利用者20名想定)	継続	継続	R3年度 【実績値】 ・外部講演：2回/月 ・おたっしゃくらぶ：44回/年 ○午後のみ参加：298人 ○午前のみ参加：3人 ○一日参加：301人 (実利用者数25名程度を想定していましたが、新型コロナウイルス感染症対応のため人数制限を行い、新規募集をせず。最大定員15名で実施)	保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
48	地域介護予防活動支援事業（介護）	高齢者の居場所づくりの充実を図るため、地域介護予防活動支援事業費補助金を設け、高齢者が住みなれた地域で健康と楽しみと生きがいを見出した生活を送れることを目指し、介護予防に取り組む居場所を運営する方に対し支援を行っています。	【目標値】 支援団体：3件	継続	継続	R3年度 【実績値】 支援団体：1件	保健福祉課
49	総合相談事業（介護）	高齢者が安心して生活を続けられるようにするためには、介護保険サービスだけでなく、地域のさまざまな社会資源を活用した支援が必要になります。社会福祉士が中心となり、関係機関のネットワークを活かしながら、総合相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助をしています。	継続	継続	継続		保健福祉課
50	権利擁護事業（介護）	笠置町成年後見人等報酬助成要綱に基づく成年後見人への助成をしています。	継続	継続	継続		保健福祉課
51	家族介護支援事業（介護）	笠置町に住所を有する者でかつ、町内で日常生活を過ごしている概ね65歳以上の老人で、要介護認定が3以上で排尿・排便が「全介助」の者に対し紙おむつ購入補助金を支給しています。	継続	継続	継続	R3年度 【実績値】 対象者：8人	保健福祉課
52	認知症サポーター養成事業（介護）	認知症になっても地域で安心して暮らせる社会を構築するための応援者である認知症サポーターや養成の講師役であるキャラバン・メイトを養成しています。 また、認知症サポート企業を登録し、企業等における認知症サポーターの養成や認知症の人や家族への支援を促進しています。	継続	継続	継続	R3年度 新型コロナウイルス感染症対応のため開催なし	保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
53	在宅医療・介護 連携推進事業 (介護)	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、保健所の支援のもと、山城南圏域(木津川市・精華町・和束町・笠置町・南山城村)単位の取組として、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築(きづがわねっと)を推進しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
54	認知症初期集中 支援事業(介護)	認知症の人の意志が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で、できる限り自分らしく暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制や相談支援体制を構築していきます。	継続	継続	継続		保健福祉課
55	審査支払手数料 事業(介護)	介護保険給付において、保険者事務を軽減し介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払を「国民健康保険団体連合会」へ委託しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
56	後期高齢者医療 事業(後期高 齢)	後期高齢者医療保険料仮徴収における帳票、本算定における帳票、保険料納付書、保険料督促状等を作成し送付しています。	【目標値】 徴収率：99.80%	継続	継続	R3年度 【実績値】 ・特徴：99.64% ・普徴：99.14%	保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
57	後期高齢者医療 広域連合納付金 支払事業（後期 高齢）	「京都府後期高齢者医療広域連合」に対し、後期高齢者医療被保険者より徴収した保険料や本連合運営に係る笠置町負担金を支払っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
58	長寿・健康増進 事業（後期高 齢）	(施策1 住民の健康づくり(掲載番号12)に掲載)					保健福祉課
59	健康診査事業 (後期高齢)	(施策1 住民の健康づくり(掲載番号13)に掲載)					保健福祉課
60	後期高齢者健診 事業（後期高 齢）	(施策1 住民の健康づくり(掲載番号14)に掲載)					保健福祉課
61	高齢者いきいき 事業	60歳以上の世代がいきいきとした明るく健康的な生活を送れるよう、高齢者講座を通じて、生きがいづくりと健康増進を図っています。	講座：18回/年	継続	継続	※相楽東部広域連合事業のため、参考掲載	相楽東部広域連合 教育委員会 (3町村合同)

取り組みの方針

障がいと障がいのある人についての理解の促進と、障がい福祉サービス等の提供体制の堅持と相楽圏域での在宅生活支援の体制整備に努めるとともに、障がいのある人の社会参画の促進を図ります。

バリアフリーやユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、障がいのある人や高齢者や子ども等に配慮し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【施策の実現に向けた主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
1 福祉タクシー事業	障がい者の日常生活を支援するため、心身障がい者に対してタクシー利用料金の助成をしています。	継続	継続	継続	R3年度 【実績値】 利用者：5名	保健福祉課
2 障害者相談事業	町から委嘱を受けた相談員による障がいのある方を対象とした相談会を開催し、日常生活における不安の解消や利用できるサービスの紹介を通じて、障がい者の生活の向上を図ります。	継続	継続	継続	いずみ福祉会に相談事業を委託 R3年度 【実績値】個別電話相談：282件	保健福祉課
3 団体補助事業	(施策8 地域福祉の充実(掲載番号13)に掲載)	継続	継続	継続		保健福祉課
4 障害児(者)医療費助成事業	一定程度の障がいのある方を対象に、医療受診の負担軽減を図るため、医療費の助成を実施しています(所得制限あり)。	継続	継続	継続		保健福祉課
5 ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の生活の安定、健康の維持に繋げることを目的として、出生～18歳までを対象とした医療費助成をしています。	継続	継続	継続		保健福祉課
6 障害児入所給付事業	障がいのある児童や発達に特性のある児童に対し、個別の発達支援や集団活動を通じて、自宅や学校以外での居場所を作ること、児童の自立を目指しています。	継続	継続	継続		保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
7	障害者自立支援 給付事業	障害者総合福祉法に基づき、訪問介護サービスをはじめとした福祉サービスの提供をしています。	継続	継続	継続		保健福祉課
8	障害者自立支援 医療給付事業	身体障がいのある18歳以上の方を対象に、その障がいを除去又は軽減し、日常生活や職業生活に低起用することを目的とした医療の受診に対して給付をしています。 また、生まれつき、あるいは病気等のため身体に障がいのある乳幼児や18歳未満の児童に対し、生活能力を得るために、指定医療機関で医療を受けた場合、医療に要する費用の一部を負担しています(所得制限あり)。	継続	継続	継続		保健福祉課
9	地域生活支援相 談事業	町より負担金を支出している「いずみ福祉会」が事業主体となり、障がいのある方やその保護者からの相談事業や必要な情報の提供を行っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
10	地域生活支援セ ンター事業	町より負担金を支出している「いずみ福祉会」が事業主体となり、障がいのある方によるサロン活動を通じた社会交流を行っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
11	相楽聴こえのコ ミュニケーショ ン事業	町より負担金を支出している「相楽聴言センター」が事業主体となり、手話通訳者の設置・派遣並びに手話教室の開催をしています。	継続	継続	継続		保健福祉課
12	障害者地域生活 助成金事業	障がい者のニーズに応じ、訪問介護・移動支援及び日常生活用具給付等必要な障がい福祉サービスを提供し日常生活を支援しています。	継続	継続	継続		保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
13	相楽療育教室	心身に障がいのある就学前の児童と保護者を対象に、児童が成長、発達していくための必要な支援(児童の現在の困りごとや発達の状況、障がいの特性に応じて、個別の支援計画を作成)を実施している教室(児童発達支援事業所)に対し補助金を支出しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
14	障害福祉計画策定事業	笠置町・和束町・南山城村障がい者基本計画(計画期間：6年)、笠置町・和束町・南山城村障がい福祉計画(計画期間：3年)、障がい児福祉計画(計画期間：3年)が令和5年度をもって計画期限が切れるため、現計画の効果・検証を図ったうえ、計画内容として予定される「医療・リハビリテーションの充実」「特別支援教育の充実」「住みよいまちづくりの推進」などの基本理念や基本目標、施策の展開を計画に盛り込み、計画に沿った笠置町の障がい福祉施策を進めていきます。 また、3町村合同で策定業務を委託することで町の負担の低減を図ります。	令和6年度以降の計画期間に係る新計画策定	(計画の運用)	(計画の見直し等)		保健福祉課
15	外出支援サービス事業	(施策6 高齢期の生活の支援(掲載番号2)に掲載)					保健福祉課
16	緊急通報システム設置事業	(施策6 高齢期の生活の支援(掲載番号3)に掲載)					保健福祉課
17	重度心身障害老人健康管理費助成事業	(施策6 高齢期の生活の支援(掲載番号14)に掲載)					保健福祉課

取り組みの方針

地域に密着した活動を展開する笠置町社会福祉協議会の活動を軸とし、また、相楽東部3町村の社会福祉協議会（「わかさみなぎる地域の支え愛協議会」）の連携を更に強めながら、相談体制の充実や地域の福祉事業の担い手の育成、支援を必要としている人の掘り起こし体制の充実、権利擁護の充実に努めます。

ひとり暮らしの高齢者や支援の必要な方に対して、各区における「協働」の取り組みのほか、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブなど様々なネットワークを活かしながら、地域の見守り活動を行い、孤立防止や不安解消の取り組みを進めます。

【施策の実現に向けた主な取り組み】

事業名	事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
1 行政相談事業	「京都行政監視行政相談センター」の指導の下に、毎月1回、行政相談員の協力を得て相談会を行っています。町民の方々の行政への意見を聞き、担当する課に町民の声を伝えます。	継続	継続	継続		総務財政課
2 犯罪被害者等支援見舞金	犯罪被害者支援として主に見舞金の支給等を行っています。	継続	継続	継続		総務財政課
3 遺族会運営事業	笠置町遺族会への活動費用の助成をしています。	継続	継続	継続		税住民課
4 戦没者追悼事業	例年9月第1木曜日に実施している笠置町戦没者追悼式の祭壇等設営費用を予算化しています。	継続	継続	継続	(R3年度は中止)	税住民課
5 社会を明るくする運動事業	7月の社会を明るくする運動月間に、啓発を行うために物品を配布しています。	継続	継続	継続	(R3年度は中止)	税住民課
6 援護事業	国から支給される弔慰金の申請等に係る相談や申請受付をしています。	継続	継続	継続		税住民課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
7	民生委員推薦会事業	3年に1度の民生委員・児童委員及び主任児童委員の改選時に円滑な推薦を行うため、民生委員法の規定により民生委員推薦会を設置しています。	継続	継続	民生委員推薦会の開催(一斉改選年)		保健福祉課
8	社会福祉協議会人件費	公共性の高い事業を行っている笠置町社会福祉協議会に対して、人件費、地域福祉推進事業(配色サービスやふれあいサロン事業費等)や高齢者地域支援体制整備・評価事業等(弁護士相談等)の補助を行っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
9	団体育成事業	老人クラブや身体障害者協議会の連絡調整や事業の実施や指導育成について、笠置町社会福祉協議会に委託をしています。	継続	継続	継続		保健福祉課
10	ボランティア基金事業	笠置町社会福祉協議会が負担するボランティア基金に対する補助を行っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
11	地域福祉推進事業	笠置町社会福祉協議会が実施する閉じこもり予防事業など、多様なニーズに応えるための公共性の高い各種福祉事業に対する助成を行っています。	継続	継続	継続		保健福祉課
12	高齢者地域支援体制整備評価事業	町民が不安や疑問に思っていること等に対して、笠置町社会福祉協議会が行っている弁護士相談事業や司法書士相談事業に対して補助をしています。	継続	継続	継続		保健福祉課
13	団体補助事業	笠置町身体障害者協議会が実施する「障がい者講座や社会見学」等と「相楽むつみ会」が実施する「いきいきふれあい事業」に対して補助をしています。	継続	継続	継続		保健福祉課
14	民生児童委員協議会事業	支援を必要とする方の把握や相談支援、見守り活動などを民生児童委員協議会を通じて実施しています。	継続	継続	民生児童委員一斉改選		保健福祉課

事業名		事業概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考	所管課
15	ひとり親家庭支援事業	生活の安定を図ることとして、18歳未満の児童を養育している母子家庭を対象に手当を支給しています。	継続	継続	継続		保健福祉課
16	相楽広域行政組合負担金（消費生活）	「相楽広域行政組合」で実施している相楽消費生活センター事業（消費生活に関する相談の受付や自主交渉の助言など）への負担金を支出しています。	継続	継続	継続		商工観光課
17	相談機能強化事業	(施策5 人権文化の醸成(掲載番号8)に掲載)					人権啓発課